

お客さま各位

2025年10月10日
株式会社三井住友銀行

タイバーツ建て仕向送金および被仕向送金にかかるご留意点

拝啓、日頃から三井住友銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

タイバーツ建て仕向送金および被仕向送金のお取扱いにつきまして、2025年12月1日（月）より変更のご案内を申し上げます。

円滑なタイバーツ送金の為、ご理解とご協力をお願いします。

記

1 タイバーツ建て仕向送金

従来より、1百万バーツ以上のご送金は、送金取組日の**前営業日15時まで**に外国送金依頼書のご提出（Gets・EBはご承認）をお願いしております。上記時限を過ぎた場合は、送金取組日当日に発信できず、資金は送金取組日付で引落しの上、翌営業日に発信となることがあります。

【米国休日におけるお取扱いについて】

- ・ **送金取組日が米国の休日の場合**、送金金額によってはお取扱いできない場合がございます。
- ・ 仕向送金の取組予定日が米国休日に該当する場合は、**取組予定日の遅くとも2営業日前15時まで**にご依頼いただくようお願いいたします。ご事情によりご依頼が間に合わない場合は、お取引店担当者へご連絡ください。
- ・ ただし、2営業日前15時までにご依頼いただいた場合でも、取組日が米国休日と重なる等、市場動向によっては、**取組日の変更をお願いする可能性がございます**ので、あらかじめご了承ください。

2 タイバーツ建て被仕向送金

3億バーツ以上の被仕向送金については、**入金予定日の遅くとも2営業日前15時まで**にお取引店担当者までご連絡をお願いします。ただし、ご連絡いただいた場合も、市場等の状況によっては現地規制上、お受取りができない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

また、金額にかかわらず、下記のケースに該当する場合、決済日の変更、または現地に返金させていただきます可能性がございます。

- ・ 当行への着金日が米国休日となる場合
- ・ 当行への着金日が日本休日となる場合
- ・ 為替取引の流動性低下または市場の混乱等により取引を約定できない場合（クリスマス・イースター・有事等）

万一、ご連絡後に変更等が生じた場合には、再度連絡をお願いします。

3 投資関係取引にかかる留意点

タイバーツ取引は、投機取引抑制のため、原則として貿易・投資など実需に基づくものである必要があります。

下記の投資関係取引については、現地規制上、お取扱いにご留意点がございますので金額にかかわらず、事前にご連絡をお願いします。

【投資関係取引】

- タイ上場株式に対する10%未満の出資、売却および投資対価（配当金等）
※ 取引前後のいずれかにおいて10%以上となる場合は対象外
- 債券、投資信託および上場先物取引への投資、売却および投資対価（クーポン・配当金等）

(1) 仕向送金

投資関係取引に該当するタイバーツ建て送金は、遅くともタイ営業日の2営業日前15時までに当行へご連絡ください。ご申告がない場合、再送金等により、時間を要する可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

また、投資にかかる仕向送金の送金目的は、以下の例を参考に明確に記載してください。

- 株式投資：Investment in Equity Instrument
- 債券投資：Investment in Debt Instrument
- 投資信託：Investment in Mutual Fund
- 上場先物：Investment in Derivatives

特に、株式投資のうち「上場株式」に該当する場合には、送金目的等欄に「listed stock」「public equity」等、明記していただくようお願いします。

(2) 被仕向送金

投資関係取引に該当するタイバーツ建て被仕向送金は、市場動向等によって、入金が遅延する可能性がありますのであらかじめご了承ください。

ご不明な点がございましたら、お取引店までご照会ください。

以上